

いわて地産地消レストラン認定制度 募集要項

1 目的

岩手県産の新鮮な食材を使用して、消費者においしさと安心を提供する県内の飲食店を「いわて地産地消レストラン」に認定することにより、地産地消の取組みを推進すると共に、いわての安全・安心な農林水産物を広く県内外にアピールする。

また、認定店相互の情報交流や勉強会・研修会を開催し、技術やノウハウの向上及び食材情報の共有など、ネットワーク全体の販売促進や活性化を図る。

2 対象

本事業の趣旨に賛同し、年間を通して県産の農林産物や県内で水揚げされた水産物を食材に使用するなど、「地産地消」を実践している県内の飲食店。

3 認定団体

いわて地産地消推進会議

いわて地産地消推進会議(以下推進会議という)は、県内の地産地消活動に取り組む飲食店・生産者、団体等に対して、販売促進、情報発信、市場開発等の各支援事業を行うと共に、県民の地産地消に対する啓発を促すことを目的に、平成16年12月に設立されました。
推進会議は、食に関わる各分野の実践者・有識者を推進委員として構成され、本事業の運営に当たります。

4 活動内容

- (1) 地産地消の実践を通しておいしさと安心を消費者に提供する
認定店は、自ら地産地消を実践すると共に、新鮮で安全・安心な県産食材情報を積極的に消費者へPRするなど、地産地消の発信と啓発に貢献する。
- (2) 情報の一元化による広報活動
推進会議は、ホームページ等情報の一元化により認定店情報を県内外に発信するなど、認定店とその取り組みについて積極的に周知を図る。
- (3) 認定店と生産者・産直の交流促進
推進会議は、認定店と生産者・産直とのマッチングにより、産地情報の収集と発信および仕入れルート開拓の支援を行う。
- (4) 技術やノウハウなどの共有化
経営者及び従業員を対象とした勉強会・研修会の開催や、県内外の地産地消実践団体等の視察研修などにより、認定店間において技術やノウハウの共有化および向上を図る。

5 認定基準

以下(1)～(5)の総合評点により、当分の間1ツ星(★)及び2ツ星(★★)の2段階評価とする。

- (1) いわての伝統料理または新しいいわての食文化を提唱していること。
- (2) 県産食材(またはそれに準じた食材)を使用した料理を提供していること。
県産食材の使用のめやすは、主な食材に県産品を使用しているメニューが、全メニューの6割以上あることを1ツ星、8割以上あることを2ツ星の基本条件とする。
- (3) 看板や店のキャッチコピー、掲示物、チラシ、メニュー、ホームページなどにおいて、県産食材の使用や生産者情報を明記するなど、積極的に地産地消をPRしていること。
- (4) 店づくりや接客サービスにおいて、例えば以下のような地域性(いわてらしさ)を打ち出した演出や工夫、取組みがなされていること。
 - ① 店の造作、備品、什器、インテリア等に県産の資材や伝統工芸品などを使用している。

- ② 県産食材を使用した料理教室や地域イベントを開催している。等
- (5) 食品の安全性や衛生面に配慮していること。

6 認定申請

申請受付：随時受付(※切：新規/7月末日・更新/2月末日)

申請書類および添付書類：

- ① 認定申請書1通(2ページ)
- ② アンケート
- ③ メニュー(全品)のコピー1部
- ④ その他

地産地消の取組状況がわかるチラシやカードなどの印刷物(コピー可)、店内や看板の写真、掲載記事等。

申請方法：所定の認定申請書に必要事項を記入のうえ、申請書類一式を「いわて地産地消推進会議」事務局へ持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。

7 認定

認定時期：新規/毎年10月1日(更新/毎年4月1日)

認定発表：認定結果は、書面にて応募者に直接通知するほか、ホームページ上に掲載します。

なお、認定店には、「いわて地産地消レストラン」認定証を発行します。

認定期間：新規/認定日から6カ月間(更新/更新認定日から1年間)

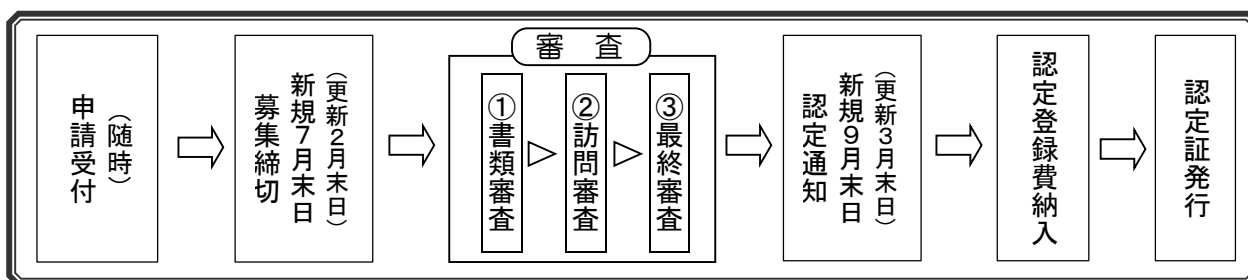
☆更新認定については、所定の報告書の提出により再認定の可否、および認定クラス(星の数)を審査し決定します。

8 登録費用

新規認定登録費：10,000円

更新認定登録費：6,000円

9 手続きの流れ



10 提出先・お問合せ

いわて地産地消推進会議事務局

〒020-0693 岩手県滝沢市巣子152-52

岩手県立大学 総合政策学部 山本健研究室内

TEL.019-694-2782 FAX.019-694-2701

E-mail : t-yama@iwate-pu.ac.jp